

第1編 総論

第1章 計画の目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

この計画は、市が措置すべき事項、佐賀県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連携事項及び市民が協力すべき事項並びにこれらに関する業務等の大綱を定め、国民の保護に関する措置の総合的、かつ計画的推進を図る。

また、国民保護措置を的確、迅速に実施して、市の全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を遂行するために定める。

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法第3条第2項、法第16条）

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために、市民等の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える任務を担うことになる。

また、その任務の的確な遂行のためには、国、県、他の市町並びに指定地方公共機関等の関係機関と平素から相互の連携協力体制を整備しておくとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び佐賀県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、唐津市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法第35条第1項）

市は、その責務にかんがみ、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等について、次に掲げる事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置（法第16条第1項及び第2項）に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ その他市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

政府の策定する基本方針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、継続的に見直しを行っていくこととしている。

市国民保護計画の見直しを行うときは、唐津市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

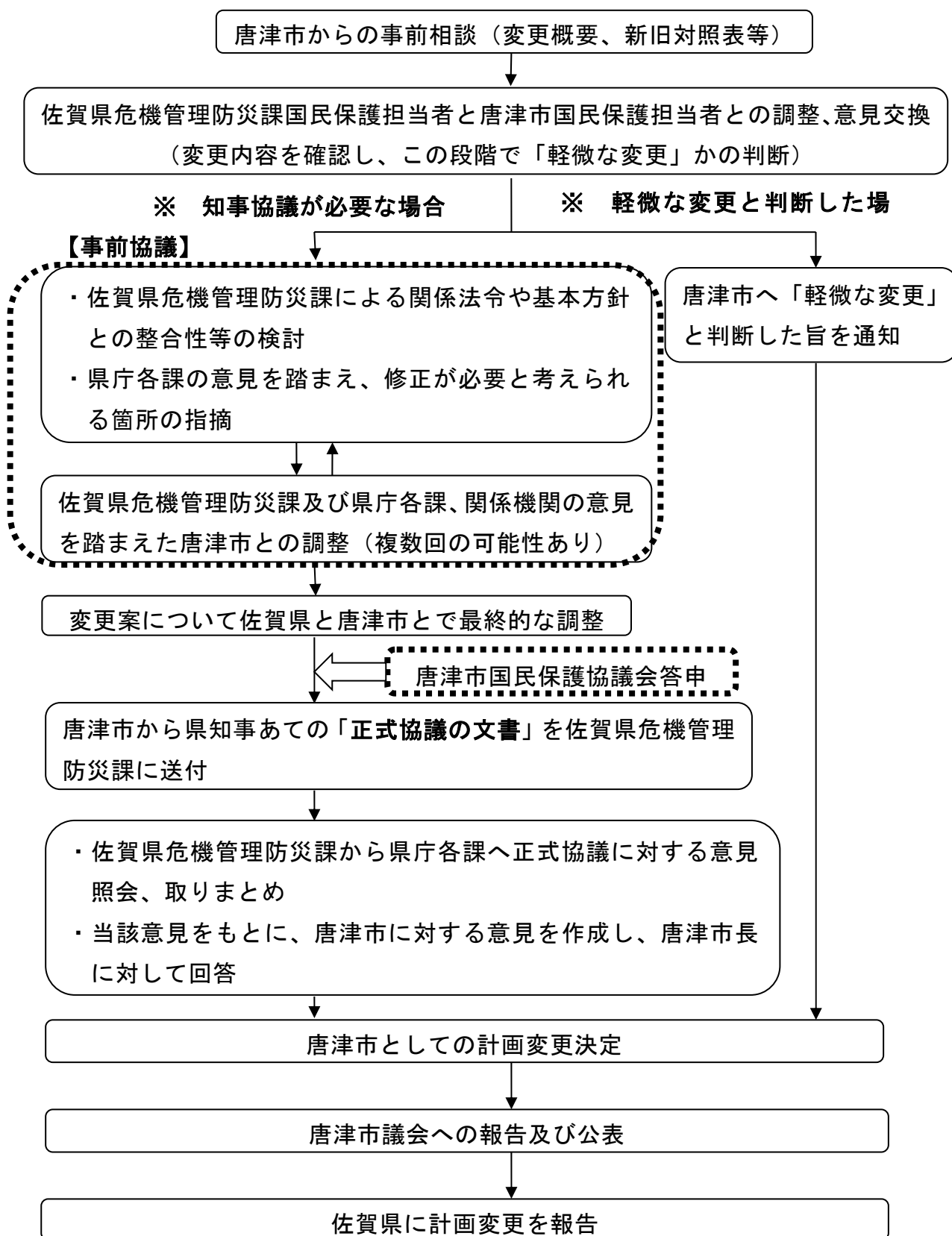
(2) 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）

市国民保護計画の変更を行うときは、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき市国民保護協議会に諮問のうえ、法第35条第8項を準用した第5項に基づき知事に協議し、その同意を得る。その後、法第35条第8項を準用した第6項に基づき市議会に報告するとともに、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市国民保護

協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

【唐津市国民保護計画 変更フロー図】



※佐賀県市町国民保護計画変更協議の手順（フロー図）を元に作成

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置を実施する場合は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。したがって、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努める。

3 国民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等が発生したときは、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条第4項）

市は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（法第4条）

市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、法の規定により、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化を図るとともに、ボランティアへの支援体制の強化に努める。

6 高齢者、障がい者（児）等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

市は、国民保護措置を実施する場合、高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

なお、国民の権利及び義務に関する規定は、外国人にも適用されることから、武力攻撃事態等においては、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、その生命、身体及び財産が武力攻撃災害から保護すべき対象となる。そのため、日本語による意思疎通が困難な外国人についても配慮が必要となる。

また、市は、国民保護措置を実施する場合、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条第2項）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

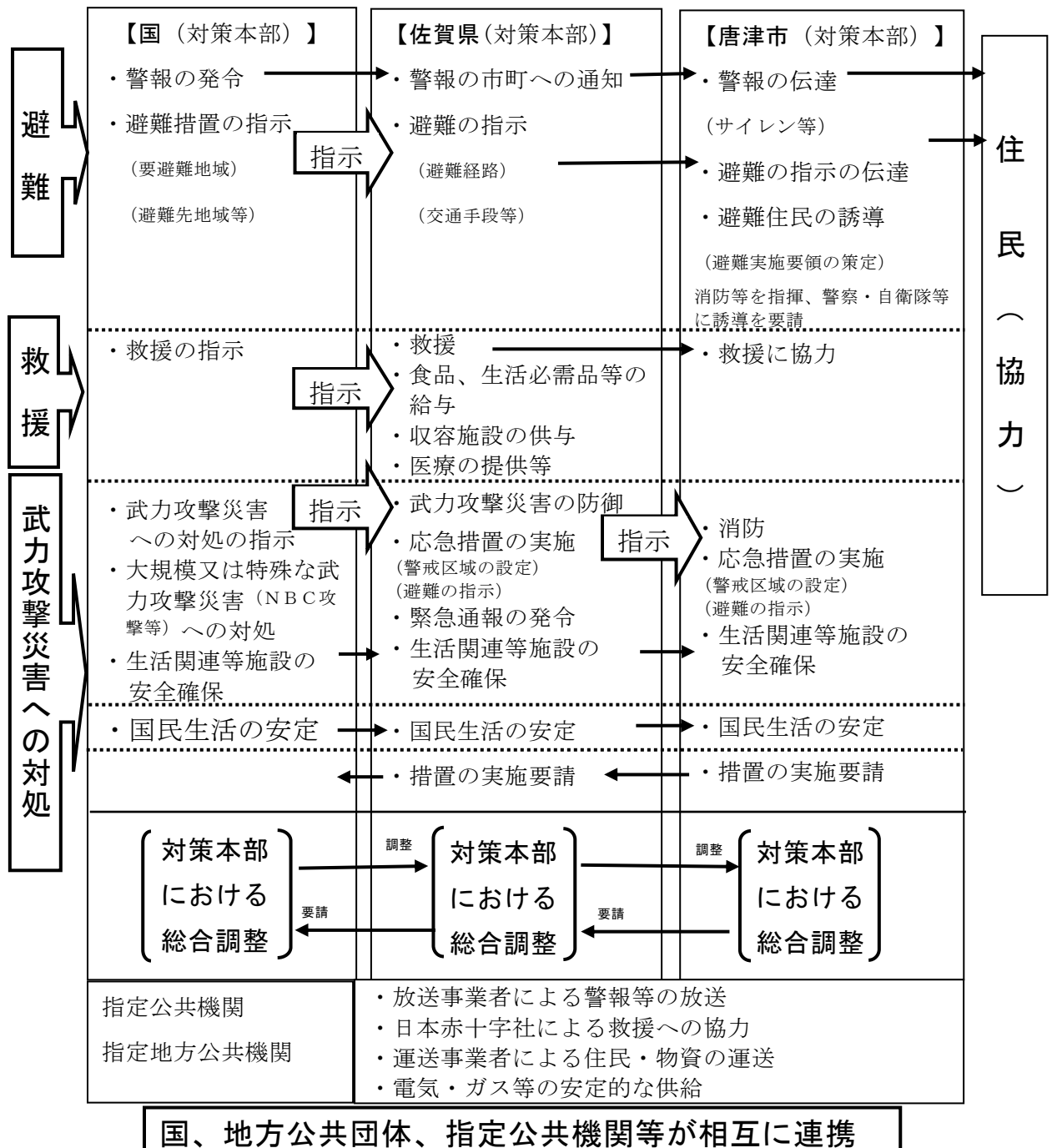
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて、必要な情報を随時提供するとともに、その者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、佐賀県、唐津市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関並びに指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市（法第16条～法第20条）

市は、住民に最も密着した行政機関として、市国民保護計画で定めた、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の対応
唐津市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県（法第11条～第15条）

県は、県国民保護計画で定めた、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内の市町のほか、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置の総合調整や広域的な観点からの調整などを行うこととされている。

機関の名称	事務又は業務の対応
佐賀県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関（法第10条）

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の対応
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制

九州施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 （佐賀財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関 （伊万里税関支署）	輸入物資の通関手続
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設

	の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部伊 万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第21条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の対応
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵政株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理

日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関対策本部の連絡先

(1) 指定行政機関等の連絡先

指定行政機関、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、県現地機関、市町機関（教育委員会を含む）、市外の消防機関、その他関係機関の連絡先については、資料編に一括して掲載する。

(2) 国の武力攻撃事態等対策本部等の連絡先

国の武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知されることとなっている。

【資料編】

- 「指定行政機関の連絡先」
- 「指定地方行政機関の連絡先」
- 「指定公共機関の連絡先」
- 「指定地方公共機関の連絡先」
- 「自衛隊の連絡先」

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することが必要である。市が、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等については、以下のとおり定める。

1 地形

本市は、佐賀市の北西部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面した地域である。

地形の特徴として、脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っており、東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成している。

本市は、東西約36km、南北約30kmに及び総面積は約487.58km²（佐賀県比20%）である。



2 気候

本市の気候は、日本海型気候区に属し、年平均気温は16℃～17℃であり、比較的に穏和である。

当地域の降水量は年間1,940mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、899mm程度の雨をもたらす。（2014年～2023年平均）

3 人口分布

令和2年国勢調査における、本市の人口は、117,373人で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約4.41%減少している。

また、世帯数においては、44,192世帯で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約0.73%増加している。

向島、馬渡島、松島、加唐島、小川島、神集島、高島が、唐津市の海岸から数km離隔した所に散在し、それぞれ住民が住居している。

また、神集島、小川島、加唐島、馬渡島は、緊急患者輸送用等の小規模ヘリポートを有する。

4 道路の位置等

本市唐津を基点とした、主要都市への道路網は、国道202号及び西九州自動車道が福岡市から、本地域内を通り伊万里市へ、国道203号は佐賀市へ、国道204号が東松浦半島を通り伊万里市へと通じており、国道323号は、浜玉町から大和町（佐賀市）へ至り国道263号に接続し、北は福岡市へ、南は佐賀市へと通じている。また、国道203号沿いの多久市に長崎自動車道インターチェンジがある。

5 鉄道の位置等

鉄道網は、唐津駅を基点として、JR筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、そして松浦川沿いに伊万里市まで通じ、またJR唐津線が佐賀市まで、佐賀市から長崎本線で鳥栖市まで通じて主要都市を結んでいる。

6 空港の位置等

唐津市には、滑走路を有する空港施設はないが、ヘリポートについては離島を含め数か所散在する。

佐賀県にあっては、佐賀市南部に2,000mの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である県営佐賀空港（第3種空港）がある。（佐賀市内から約12km、自動車で約25分程度）

近隣の空港として、福岡空港（福岡県福岡市博多区）は、唐津市から公共交通機関（JR及び地下鉄）を利用して1.5時間程度（約50km）、で利用することができる。

【資料編】 ● 「ヘリポート一覧表」

7 港湾

唐津の中央北側地区に玄界灘に面した唐津港がある。唐津港は、前面に点在する大島、高島等により静穏な泊地を形成し天然の良港を形成しており、県が港湾管理者となり、重要港湾に指定され、物流の拠点として重要な役割を果たしている。

また、市北部から西部にかけて広がる海岸線は、リアス式地形に恵まれた呼子港、星賀港等天然の良港が点在する。

8 自衛隊施設等

(1) 陸上自衛隊

佐賀県には、東部の神埼郡吉野ヶ里町に陸上自衛隊目達原駐屯地があり、九州補給処、西部方面後方支援隊及び第321基地通信中隊が配備されている。

また、航空部隊として、第1戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第4飛行隊が配備されている。

(2) 海上自衛隊

長崎県佐世保市平瀬町に海上自衛隊佐世保地方総監部が設置されている。

(3) 航空自衛隊

福岡県春日市に航空自衛隊春日基地があり、西部航空方面隊司令部が設置され、福岡空港内に航空救難団春日ヘリコプター空輸隊が配備されており、脊振山山頂に西部航空警戒管制団第43警戒隊が設置されている。

《参考》

佐賀県における災害派遣及び国民保護等派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊西部方面混成団（西部地区における災害派遣）、九州補給処（東部地区における災害派遣）、長崎県大村市の第16普通科連隊（国民保護派遣）、長崎県佐世保市の海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室及び福岡県春日市の航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課が担任している。

9 原子力発電所

(1) 九州電力株式会社玄海原子力発電所が、唐津市役所から直線距離約13km隔てた所（玄海町）にあり、1号機から4号機の計4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している。1、2号機については、運転終了し、廃止措置計画の認可を受け、冷却告示がされている。3号機及び4号機の最大発電量は118万kwであり、合計の最大発電量は236万kwとなっている。

- (2) 原子力災害対策重点区域の予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）には、肥前町、鎮西町、呼子町の一部が含まれる。緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）には、唐津市の全域（PAZを除く）が含まれる。

用語解説

【加圧水型軽水炉】

玄海原子力発電所の原子炉の形式は、軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）と言いい、一般的に加圧水型軽水炉と呼ばれている。加圧水型の特徴は、原子炉容器を通して、水を循環させる系統（1次系）とタービンへ蒸気を供給する系統（2次系）とが蒸気発生器の伝熱管を介し、完全に分離されているので、タービン側に放射性物質が運ばれることはない。

我が国では、加圧水型軽水炉のほかに、沸騰水型軽水炉（BWR）という形式の原子炉が、原子力発電用として稼動している。

【原子力災害対策重点区域】

原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域には、重点的に原子力災害特有の対策を講じておく必要があるため、原子力災害対策重点区域を定めている。原子力災害対策指針では、原子力施設からの距離に応じて2種類の区域が定められている。

① 予防的防護措置を準備する区域：PAZ

原子力発電所から半径おおむね5kmの区域

② 緊急防護措置を準備する区域：UPZ

原子力発電所から半径おおむね5km～30kmの区域

10 石油コンビナート等関連施設

大島地区の石油油槽所及び液化天然ガスの大型タンクまた、唐津ガス株式会社のガス貯蔵施設が、西浦に設置されている。

〈参考：石油コンビナート等特別防災区域〉

※石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令改正により、石油コンビナート関連施設指定が解除された。

11 ダム

洪水調節・飲料・発電等多目的ダムとして、厳木ダム、洪水調節・飲料用等多目的ダムとして伊岐佐ダム、平木場ダムがある。また、農業用灌漑施設として後川内ダム、打上ダム等がある。

また、溜池が上場台地をはじめ、各所に散在している。

【資料編】 ●「防災重点農業用ため池」

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型の事態を対象とする。

ア 着上陸侵攻

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

ウ 弾道ミサイル攻撃

エ 航空攻撃

・これら4類型の特徴等は、資料編にて示す。

【資料編】

●「避難パターン等」

(2) 県国民保護計画においては、基本指針に基づき、特別な対処が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)に関し、その特徴を示している。市国民保護計画においては、資料編にて示す。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃事態

(ア) 原子力発電施設等の破壊

(イ) 石油タンク、都市ガス貯蔵施設等の爆破等

イ 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃事態
大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破等

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃事態

(ア) ダーティボム(放射性物質混入爆弾)等の爆発による放射性物質拡散

(イ) 炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入等

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等